

ペットはマナーと愛情をもって正しく飼いましょう

問い合わせ／環境課計画担当（内線3126）



野良猫にエサを与えるだけ・・・と周りに迷惑をかけていませんか？

決まった飼い主のいない野良猫が、ゴミをあさったり、フンをしたりして近隣に迷惑をかけています。かわいそうだからとエサを与え続けるだけで、飼うつもりはないという主張は通用しません。エサを与えるなら、飼い主として最後まで責任を持って、他人に迷惑をかけないように飼いましょう。

犬又は猫の飼い主は、子犬や子猫を望まない場合、繁殖防止のための措置を講じることが義務付けられています。

適正な飼育が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術を行ってください。

犬に関する相談：鴻巣保健所（☎541-0249）

猫に関する相談：埼玉県動物指導センター南支所
（☎048-855-0484）

犬の登録と届出

犬を飼い始めたら登録と鑑札の交付を受けましょう。また、住所や飼い主が変更した場合や犬が死んでしまったときには届出が必要です。

身元を表示しましょう

飼い犬には鑑札・注射済票、飼い猫には飼い主がわかる首輪や名札など、目印になるものを付けましょう。災害時や迷子になったときに役立ちます。



周辺環境への配慮

動物が好きな人もいれば苦手な人もいます。ペットの鳴き声やにおいなど、他人に迷惑をかけないように配慮しましょう。

散歩中のフンは飼い主がきちんと始末し、必ず自宅に持ち帰りましょう。

市では犬のフンでお困りの方に啓発用看板を無償で配布しています



年1回の狂犬病予防注射は飼い主の義務

狂犬病は人に感染し、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。本年、フィリピン共和国で犬にかまれた男性が、来日後に狂犬病を発症し、死亡しました。

犬と人間の命を守るためにも狂犬病予防接種を必ず受けましょう。

今年度は接種期間が12月31日まで延長

新型コロナウイルスの影響により、毎年4～6月に義務付けられている接種期間が延長されました。まだ注射を受けていない犬の飼い主は、動物病院で接種後、環境課又は両支所で「注射済票」の交付を受けてください。

事情により接種が困難な場合は、動物病院で発行された狂犬病予防接種猶予証明書をお持ちください。